

◆扶養理由書◆

記号	番号	枝番	被保険者(本人)の氏名	申請家族の氏名	続柄(妻・長男・二女等)
		00			
<p>①扶養するに至った理由</p>					
申請家族について伺います	②申請家族が加入していた健康保険について		<input type="checkbox"/> 出生のため今回はじめて加入 <input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> ()の被扶養者 私・妻・元夫等記入 <input type="checkbox"/> 就労先の健康保険・共済保険 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 未加入→未加入期間は国保に加入下さい		
	③申請家族の状況		<input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 無収入 <input type="checkbox"/> 中学生以下 <input type="checkbox"/> 就職活動中(平・令 年 月から) <input type="checkbox"/> 全日制の学生(高・短・大・専) <input type="checkbox"/> パート・アルバイト・事業・利子配当等の収入有 <input type="checkbox"/> 定時・通信・フリースクール等の学生 <input type="checkbox"/> 年金受給有(老齢・遺族・障害・企業年金等) <input type="checkbox"/> 浪人→ <input type="checkbox"/> 予備校 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 各種給付受給有(労災・失業・傷病手当等) <input type="checkbox"/> 障がい者である <input type="checkbox"/> 傷病有 傷病名()		
	★退職後、現在無職の方は記入		※退職日(平・令 年 月 日)※退職理由→ <input type="checkbox"/> 自己都合 <input type="checkbox"/> 会社都合		
	④雇用保険について		<input type="checkbox"/> 雇用保険未加入 <input type="checkbox"/> 加入していたが失業給付受給要件満たさずは受給できない <input type="checkbox"/> 失業給付受給要件満たすが受給しない→理由() <input type="checkbox"/> 失業給付受給予定(これから手続き、手続き中、待期給付制限期間中) <input type="checkbox"/> 失業給付受給終了(平・令 年 月 日終了) 支給期間最終日を記入 <input type="checkbox"/> 失業給付受給延長(予定)→期間(令和 年 月位まで) 理由()		
	★被保険者と別居の場合に記入		<input type="checkbox"/> 私が単身赴任のため <input type="checkbox"/> 申請家族(子)が遠方の学校へ通学 <input type="checkbox"/> 申請家族が施設に入所・入院→入所証明添付※施設名称() <input type="checkbox"/> その他()→送金証明添付		
	⑤別居の理由				
	★申請家族が「子」の場合に伺います		※「申請家族」が配偶者(夫・妻)以外の場合にご記入ください		
	⑥あなたに配偶者(夫・妻)はいますか		<input type="checkbox"/> 無 → <input type="checkbox"/> 離婚(平・令 年 月 日) <input type="checkbox"/> 死亡(平・令 年 月 日) <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 既に私の被扶養者(太陽生命健保の被保険者証を持っている) <input type="checkbox"/> 被扶養者ではない→配偶者の収入証明を添付		
	<input type="checkbox"/> 未婚の子である→子の父とは、 <input type="checkbox"/> 離別した		<input type="checkbox"/> 交際中(婚姻予定:有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>) →子の父の収入証明を添付(内縁の場合も必要です) <input type="checkbox"/> 離別した →児童扶養手当受給者証写真等証明書を添付		

念 書

- 今回被扶養者として申請する者の内容に虚偽がないことを申告いたします
- 配偶者又は他の扶養義務者が私の収入を上回った際には被扶養者を私の健康保険から異動(削除)します
- 収入増加や就職など扶養状況に変更があった場合には速やかに扶養削除の手続きをします
- 申告が事実と異なった場合には遡って資格を取消し健保負担の医療費や給付金等を全て返戻致します

令和 年 月 日

被保険者氏名

印

《特記事項》

添付書類は証明書類一覧の7を参照ください

◆被扶養者異動届【増】に添付する証明書類一覧◆

提出対象者・状況等		書類名	※注意事項
1	◎ 全員（必須）	世帯全員の続柄記載の住民票 ※マイナンバーの記載のないもの	●離婚又は未婚の子の場合→本籍および筆頭者氏名を記載したものの ※状況により戸籍謄本を依頼することがあります ●別居の方→双方必要・本籍および筆頭者氏名を記載したものの ●外国籍の方→マイナンバー以外の項目すべて記載したもの
2	◎ 全員（必須）	扶養理由書	※被扶養者1人につき1枚提出
※	◎ 被扶養者が20歳以上60歳未満の配偶者の場合（必須）	「国民年金第3号被保険者関係届」年金機構HP又は文書管理一覧参照（内務員等：人事部 営業職員：業務管理部）	

以下は、該当するものをすべて提出してください ※戸籍謄本は全部事項証明書を提出下さい※写しとあるものはA4用紙を使用してください

▼状況証明			
3	高校生以上の学生（中学生以下は原則不要）	学生証（写）又は在学証明書（原本）	※予備校も含む
4	障がい者で障害年金受給なし	障害者手帳（写）	※障害年金受給者は年金通知書で確認するため不要
5	傷病により働けない場合	医師の証明書、又は薬剤や診療報酬明細（写）等病気の証明となるもの	
6	内縁の妻（夫）	双方の戸籍謄本（原本）	※双方に配偶者がいないことを確認するため必要
7	未婚の子 ※子の父母のうち、収入の多い方が扶養者となります ※内縁者の子も、生計同一であれば被扶養者とできます ※未婚の子が1人で「児童扶養手当」受給者は戸籍謄本は不要 ※出生理由の申請の際は、必ず子の父又は母の収入証明が必要です	●子の父（母）の収入証明（18参照） ●子が二人以上の場合→戸籍謄本（原本）※離婚の子1人・未婚の子1人の場合も要 ●子の父（母）と離別している場合→児童扶養手当証書（写）又はひとり親医療証（写）、又は児童育成手当の支払通知書（写）でも可 ※理由書に今後の見込や未婚での出産理由等を記入すること	
8	父母・義父母・兄弟姉妹・孫等	戸籍謄本※旧法の戸籍謄本（平成改製原戸籍）等すべての扶養義務者が確認できるもの	
▼収入証明 ※中学生以下及び全日制の学生は原則不要ですが、自宅浪人・通信・定時・フリースクール（全日通学でも必要）・大学院の学生は提出下さい			
9	以前より無職無収入	所得証明書（収入がゼロ表記であることで無職の証明とする）※所得証明書に収入が載る場合は源泉徴収票（写）又は雇用保険受給者証（写）等退職日のわかる証明書を提出（いつから無職かの確認）	
10	最近退職①雇用保険未加入	源泉徴収票（写）又は退職証明書等	※退職日と雇用保険未加入が確認できるもの
11	最近退職②雇用保険失業給付待期・給付制限期間中	雇用保険受給資格者証（写）又は離職票2（写）	
12	最近退職③雇用保険失業給付延長中	離職票2（写）・受給期間延長通知書（写）	※理由書に予定延長期日を記入
13	最近退職④雇用保険失業給付受給終了	雇用保険受給資格者証（写）	
14	給与収入有り（パート・アルバイト等）	給与明細3ヶ月分（写）又は雇用契約書（写）又は就業先発行の給与証明書原本	
15	年金受給者（老齢・障害・遺族・共済・企業等）	年金支払通知書等（写）	※年金申請中の場合は「年金定期便」等の写しでも可 ※無職で年金収入のみの方は所得証明書も併せて提出
16	傷病手当金・労災保険等の受給者	支給決定通知書等収入額のわかるもの（写）	
17	別居で送金証明を要する者 ★本人が単身赴任、無職の風間の学生が遠隔地に通学の場合は不要	銀行振込又は現金書留控（写）3ヶ月分、または通帳の表紙と3ヶ月分の送金がわかる頁の写し（残高等は黒く塗りつぶす）	※手渡し不可 ※賞与時にまとめて送金は不可
18	子等の申請で、夫婦共同扶養の場合（被扶養者でない配偶者がいる）又は他の扶養義務者がいる場合	配偶者又は扶養義務者の収入証明を添付（上記参照）収入の多い方が扶養者となるためその確認です ※但し、配偶者等が太陽生命健保の被保険者である場合は収入証明は不要	

* 所得証明書、世帯全員の住民票はお住まいの市町村役場（区役所・市役所）で取得して下さい。

<被扶養者認定の収入基準について>非課税収入（遺族年金・障害年金・失業給付・傷病手当金・労災保険の給付等）を含む総収入で判断します		
収入基準	60歳未満の方	被保険者の年収の1/2未満、かつ130万円未満（月額：108,334円未満、日額：3,612円未満）
	60歳以上、又は障がい者の方	被保険者の年収の1/2未満、かつ180万円未満（月額：150,000円未満、日額：5,000円未満）

◆書類の提出例◆ * 「世帯全員の住民票【続柄記載のもの】」「扶養理由書」以外に提出いただく添付書類の例です	
例1)	大学生（全日）の子を申請→「学生証写し」※配偶者も就労している場合は配偶者の収入証明も添付
例2)	生まれた子供を申請（配偶者が育休中）→産前休暇以前の「給与明細の写し」又は「直近の源泉徴収票の写し」
例3)	退職後、就職活動中の無職の妻の申請→ハローワークの手続き前なら「離職票2の写し」手続き済みなら「雇用保険受給者証の写し」
例4)	障がい者で障害年金受給で無職の子の申請→「所得証明書」「障がい年金支払通知書の写し」※配偶者も就労している場合は配偶者の収入証明も添付
例5)	夫が失業したため、高校生（全日）の子を申請→夫の「離職票2の写し」または「源泉徴収票の写し」（退職日のわかる公的書類）、子の「学生証写し」

* 扶養認定は、生計維持関係（生活費のほとんどを被保険者が負担していること）、収入要件、被保険者の扶養能力、継続性、居住の実態を総合的に審査し判断します

* 不明の点がありましたら、事前に健保組合適用係までご相談下さい * 状況により他の書類をお願いすることもありますがおご了承下さい